

秋田地方法務局からのお知らせ

土地・建物の相続 抵当権抹消
会社・法人の 役員変更 目的変更 などの



登記手続案内は
事前予約制です
電話・対面又は**ウェブ**による
方法で**対応**します

秋田地方法務局では、「登記手続案内」（登記申請書の様式や必要な添付書類の種類などの説明）を希望されるお客様に待ち時間なくご利用いただけるよう、予約制により実施しております。「登記手続案内」は、電話、対面又はウェブによる方法で対応しておりますので、事前に予約をお願いします。

[（ウェブによる手続案内を希望されるお客様はこちら）](#)

なお、予約なしで来庁された場合は、対応いたしかねますので御了承願います。

【予約の申込み先】

秋田地方法務局登記部門	018-862-1174
同 能代支局	0185-54-4111
同 本荘支局	0184-22-1200
同 大館支局	0186-42-6514
同 大曲支局	0187-63-2100

※予約の電話の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。



ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。次の利用者の案内のため、20分を過ぎると、そこで終了します。

予約時間に10分以上遅れた場合は、キャンセルされたものとして取り扱います。



見本をお渡しします

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類等の様式を準備しています。申請書類等にどのような内容を記載するか一般的な事項について説明します。



事前の審査・法的判断 は行いません

手続案内は職員が申請・申出前の書類に不備がないか審査するものではありません。登記原因事実・法律行為（契約）が有効か無効か判断することや、法的なアドバイスをすることはできません。



ご自身で 作成してください

職員が書類に手を加えることや、具体的な事案に沿ったアドバイスをすることはできません。現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



補正の可能性あり

申請・申出後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることがあります。

手続案内は、内容の適合性・登記等の完了を保証するものではありません。



申請資格のない方 お断り

申請人（申出人）本人（親族・従業員）のご利用に限らせていただきます。必要に応じて本人確認を行います。

資格者代理人の方は、別途書面により照会願います。

【登記の申請を検討されている方へ】

申請人ご自身で登記の申請を行う場合、その種類によっては、内容が複雑なもの、多くの証明書等を必要とするもの、測量の技術や地積測量図等の作成を必要とするものなどがあり、相当の労力と時間を要する場合があります。

このような場合は、司法書士や土地家屋調査士の資格者代理人に申請手続を委任して行うことができます。

秋田県司法書士会 018-824-0187

秋田県土地家屋調査士会 018-824-0324

登記申請書の作成方法や様式は、法務局ホームページにも掲載しています。

（不動産） <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>

（商業・法人） <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html>



秋田局ご当地トウキツネ
『こまちトウキツネ』



不動産登記推進
イメージキャラクター
トウキツネ